

「Nextcom」誌への執筆要領

この度は、Nextcom 誌への執筆をお引き受けいただき、ありがとうございます。
執筆に際しましては、以下の要領をお踏まえいただけると幸いです。

1. 執筆の分量など

- (1) 執筆いただく文字数は、約1万字（刷り上がりで10頁以内）が目安です。
 - ・図表、写真などがある場合、1頁程度の大きなものは1,500字、半頁程度のものは750字、1/4頁程度のものは400字に充当します。
 - ・初校作成時に10頁以内に収まらない場合には、文字数の削減や図表の変更等、御調整いただくことがありますので、ご協力をお願いします。
 - (2) 原稿の最初に、要約（300字程度）と、キーワード（5点程度）をお入れください。
 - (3) 補注は、番号を付け、本文の後に番号順に列挙してください。
 - (4) 引用文献の掲載方法は、ご専門の論文誌に準じてください。
例) 論文の場合：著者名、(発行年)、タイトル、媒体名、巻数、号数、掲載頁
書籍の場合：著者名、(発行年)、タイトル、発行所名
 - (5) 入稿は、電子データ（Word など）でお願いいたします。
 - (6) 顔写真（胸上、背景無地）とプロフィール（200～300文字程度）もお送りください。本文の文末に掲載します。
 - ・共著論文の場合、全員の写真、プロフィールのご提出をお願いします。
 - ・顔写真はできるだけ高解像度のものをご用意ください（デジタルカメラで1メガバイト程度以上）。
- ◆公募論文に関しましては、採択後にご用意いただきます。
- (7) ご入稿は 9月10日までにお願いいたします。

2. ご留意いただきたいこと

- (1) 査読等はありません。お考えを自由にご執筆ください。
- (2) 専門家ではない読者もおられます。なるべく平易な表現でご執筆ください。
- (3) 略語が使われる場合、最初に正式名称を記してください。
- (4) 本誌の用字用語は、共同通信社『記者ハンドブック（新聞用字用語集）』に準じておりますが、執筆者が意図してお使いになられる用字用語についてはこれを優先いたしますので、ご指示ください。
- (5) 補注並びに引用文献で使われる文字サイズは、本文より小さいサイズとなりますが、補注並びに引用文献が刷り上がりで2頁を超えるような場合には、2頁以内に収まるよう調整をお願いすることがあります。

- (6) 他人や他組織を誹謗中傷したり、社会常識に反することとないようご配慮ください。(弊社の判断で、理由をお示しすることなく掲載を見合わせる場合があります)

3. 掲載までの流れ

- (1) 初稿が出来上がった段階で、ご確認(校正)をお願いいたします。この段階で、加筆、修正、図面の差し替えなどは可能です。
- (2) 加筆、修正、図面の差し替えなどがあった場合は、後日、再稿のご確認をお願いいたします。
- (3) 論文の掲載順は弊社にて決めさせていただきます。
- (4) 掲載は、3月、もしくは6月発行号を予定しています。
◆公募論文の場合は採択後、別途ご相談いたします。

4. 著作物の利用許諾等に関するお願い

- (1) お使いになられる図表や写真などは、著作権上、問題がないことをご確認ください。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上でも公表させていただきます。
- (3) Nextcom 誌の発刊後、執筆者ご自身の研究発表や出版等に、本著作物(一部または全部)をご利用(改変や翻訳等を含む)いただけます。
- (4) 論文入稿後、別添の契約を締結させていただきます。共著論文の場合は、共著者全員と「著作物の利用許諾に関する契約書」の締結をさせていただきます。その際、契約書の第4条(対価)に記載されている対価につきましては、執筆者間で割り振りをお決めいただき、その金額を記載いたします。

以上

著作物の利用許諾に関する契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社KDDI総合研究所（以下「乙」という）とは、別掲目録〔著作物の表示〕記載の著作物（以下「本著作物」という）の利用に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（乙による本著作物の利用等）

- 1 乙は、書籍、雑誌、ホームページ、DVD、いわゆる電子書籍その他媒体の如何を問わず、本著作物を乙又は乙が委託して制作するコンテンツに複製かつ公衆送信して利用することができる。
- 2 前項の場合、やむを得ず本著作物の一部に変更を加えようとするときは、乙は、事前に甲の許諾を得なければならない。
- 3 乙は、自ら又は第三者をして、甲の著作意図に反し、または、甲の名誉・信用を害するおそれのある方法・態様で本著作物を利用してはならない。

第1条の2

- 1 乙及び独立行政法人科学技術振興機構は独立行政法人科学技術振興機構が運営する文献データベースに本著作物を利用して登録することができる。

第2条（甲の役割と通知）

- 1 甲は、第三者の著作権その他の権利を侵害することのないよう本著作物を作成しなければならない。
- 2 甲は、前項の履行に疑義を持つ場合は、その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

第3条（甲による本著作物の公表）

甲は、乙による本著作物公表前は、本著作物を公表しないものとする。

第4条（対価）

- 1 乙は甲に対し、第1条1項に定める本著作物の利用許諾の対価として、金55,685円（税込み）の金員を支払う。
- 2 前項の代金は、甲が別に指定する口座に、乙もしくは乙から業務を受託した者が振込支払するものとする（振込手数料は乙の負担とする。）。

第5条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈適用に疑義がある事項については、双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

